

令和 4 年度

和歌山県町村議会議長会職員採用試験案内

- 受 付 期 間 令和4年5月16日（月）～同月30日（月）当日消印有効
※ 郵送のみで受け付けます。持参による受付はしません。
- 第 1 次 試 験 日 令和4年7月10日（日）午前9時30分集合
- 第 1 次 試 験 場 所 和歌山県民文化会館 5階 大会議室
和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-436-1331

職員採用試験問い合わせ先

和歌山県町村議会議長会

〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館内

TEL 073-423-3340

和歌山県町村議会議長会とは…

和歌山県町村議会議長会は、県内の町村議会の議員や職員との連絡協調を図り、議会の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的に昭和24年7月26日に設立し、和歌山県下全21町村議会議長で構成された団体です。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

- (1) 職 種 一般行政職
- (2) 採用予定人員 1人
- (3) 職務内容

和歌山県町村議会議長会において、一般事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 次の要件を満たす人
平成4年9月30日～平成12年4月1日までに生まれた方で、大学卒業程度の学力を有する方。
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験日及び試験場所

	試 験 日	試 験 場 所
第1次試験	令和4年7月10日 日曜日	和歌山県民文化会館
第2次試験	令和4年8月中旬。日時等は、第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。	和歌山県自治会館

4 合格発表

第1次試験	令和4年7月下旬に受験者に通知します。
第2次試験	令和4年8月下旬に2次試験受験者に通知します。

※ 電話による可否の照会は、受け付けません。

5 試験の方法及び内容

(1) 試験方法

	試 験 方 法	
第1次試験	教養試験	時事、社会、人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断、数的推理及び資料解釈に関する筆記試験
	適性検査	事務職員としての適応性、職業生活への適応性をみる筆記試験
第2次試験	面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接

(2) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度です。

イ 第1次試験の合格者は、筆記試験及び適性検査の総合得点順に決定します。ただし、それぞれに合格基準があり、基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となります。

ウ 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定します。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込は、JIS規格の履歴書（A4版）（以下「申込書」という。）で行います。

(2) 受付期間

令和4年5月16日（月）から受付を開始し、同月30日（月）当日消印有効のものを受け付けます。

(3) 申込方法

申込は、**郵送のみ**で受け付けます。

申込書に必要事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影したもので、無帽で本人と確認できる上半身正面向）を貼って、和歌山県町村議会議長会あて郵送してください。

また、封筒の表に「**受験申込**」と**朱書き**し、**必ず簡易書留郵便で郵送**してください。

(4) 申込先 和歌山県町村議会議長会

〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館5階

(5) 受験票等の交付

申込書を受理した場合は、**受付期間終了後**に受験票を交付します。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合があります。

また、受験票が**6月21日（火）**までに到着しないときは、和歌山県町村議会議長会事務局（073-423-3340）までお問い合わせください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、和歌山県町村議会議長会の採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用予定時期は、**令和4年10月1日（土）**です。

- (2) 採用時の給料月額は、おおむね182,200円（大学卒）で、経歴その他に応じて一定の額が加算されます。このほか和歌山県町村議会議長会職員の給与等規程の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (3) 勤務時間 午前8時45分から午後5時30分まで（7時間45分勤務、休憩60分）

- (4) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日